平成２３年（フ）第１号
岩手県一関市山目字中野76番地２　ウエストパークハイツ１－Ｄ、開始決定時の住所岩手県一関市萩荘字金ヶ崎11番地１
破産者　齋藤　幸男
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第８８８号
仙台市若林区かすみ町12番21号
破産者　太田　隆之
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
宮城県登米市豊里町新田鏡形29番地
破産者　佐々木未来
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目７番地８
破産者　太田　健矢
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９１号
長野県上田市岡448番地１
破産者　松沢　邦英
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９２号
長野県上田市岡448番地１
破産者　松沢　幸子
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第８６６号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ1614
破産者　中京貴金属こと中京運送こと　中根　甫
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２６号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟1312号、住民票上の住所名古屋市緑区鳴海町字下汐田162番地　小山鋼材株式会社社宅３Ｆ号棟佐野方
破産者　白澤さつき（旧姓安達）
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０７号
名古屋市北区楠４丁目539番地　カレックスⅡ202号
破産者　嶋田工業こと　嶋田　幸雄
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３１号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の24　ライオンズガーデン野並211号植益康次方、住民票上の住所名古屋市南区忠次１丁目２番11号
破産者　髙須　重人
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０７号
名古屋市名東区高針３丁目203番地　ＫＡＴＯコーポ107号
破産者　谷口　静男
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７６号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番12―101号
破産者　幸野　祐美
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
大阪府泉南郡岬町淡輪3426番地の26、開始決定時の住所大阪府泉南郡岬町淡輪3426番地の23
破産者　月城　和夫
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
大阪府阪南市さつき台１丁目15番10号、住民票上の住所大阪府貝塚市三ツ松1879番地８
破産者　東堅こと　東野　弘治
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２８号
大阪府岸和田市磯上町５丁目５番５号、開始決定時の住所大阪府岸和田市吉井町２丁目９番18号
破産者　中島　一樹
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７２号
大阪府泉佐野市元町12番25号
破産者　前田　益明
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３ファミリープラザ泉北光明池Ｂ棟207、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―809号
破産者　鳴瀬　祐司
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２８５号
神戸市須磨区一ノ谷町３丁目２番30号
破産者　與田美津男
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部